

第2 請求の受理

本件請求は、法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、平成29年5月18日付で受理した。

第3 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、平成29年6月5日、請求人に対して新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人は概ね次のような主旨の陳述をした。

- (1) 費用弁償について、安八町消防団の定員、任免、給与、服務に関する条例第13条に、訓練の場合1回につき3,000円と規定されている。

また、2月28日の安八町消防団会計に係る公表についてのときに、費用弁償は交通費のようなもの、交通費にあたるものと考えられると清監査委員は言い、費用弁償の性格について、このように交通費のようなものと説明していた。

- (2) この説明について間違いないということで進めていくが、交通費のようなものである費用弁償は、他の訓練と同様にラッパ隊のみ他の訓練と比べて交通費がかからないというはずはなく、3,000円の費用弁償を1,500円に減額される合理的な理由がないということを主張する。

他の訓練と同様、同じように費用弁償はかかるということを主張する。

- (3) また、1つ付け加えるなら、ラッパの吹奏、吹いていない方は分からないと思うが、非常に肺活量を必要として、訓練で連続して吹奏していると酸欠のような格好になって、非常に辛いというか、他の訓練と比べても同様かもしくはそれ以上に大変な訓練であることを主張する。

それなのにラッパ隊の訓練のみ1,500円に減額されるのは、やはり合理的な理由がないのではないかと主張する。

すなわち、条例の規定どおり1回につき3,000円と規定されているため、不足分を支払うよう勧告するように監査委員にはお願いしたい。

- (4) 最後に6月2日付で監査委員から事務連絡ということで手紙が届いたが、こちらもこの件と同様に、消防団のもので未払いのものがあるとするならば、監査委員が調べてそれ以上に未払いのものがあるとするのならば、こちらは債務不履行ということで、役場の方はきちっと未払い分は支払わなければならないということになるので、こちらの手紙では対応しないと、申し入れには対応しないと書いてあるがラッパ隊の費用弁償と同様に、もし未払いのものが更にあるのであれば債務不履行ということで行政の方に対応すべきような助言やアドバイスを併せてしてもらえればと思う。

2 監査対象事項

請求書及び請求人の陳述内容を検討した結果、平成28年5月25日に■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■に対して支払われたラッパ隊出動実費弁償（1月～3月）9,000円が違法若しくは不当に減額されているとの主張が、安八町に対して財産的な損害が発生し、又は発生しようしていると認められたか否かを監査対象とした。

3 監査対象課

総務課

4 監査対象課の関係職員調査

法第242条第4項の規定に基づき、平成29年6月9日に監査対象課である総務課の職員から本件について調査したところ、概ね次のとおり説明があった。

- (1) 請求人が主張する、ラッパ隊出動実費弁償（1,500円/回）は、過去からの慣例により採用されてきた金額である。
ただし、その金額が採用された始期や経緯（いきさつ）は不明である。
- (2) 請求人は、「請求日から遡って1年以内に支払われた、ラッパ隊出動実費弁償の違法又は不当に減額されたと主張する、いわゆる安八町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例に規定された費用弁償額との差額分の支払い」を請求してきているが、本件を請求するのであれば、請求人がラッパ隊出動実費弁償を最初に受け取った時期に請求すべきである。
- (3) 請求人が主張する、「違法若しくは不当に減額されている」という公金の支出のための財務会計上の行為が、住民監査請求の要件である安八町に対して何らかの損害を与えるものとなるのかどうか疑問である。

5 監査対象課の陳述

法第242条第7項の規定に基づき、平成29年6月5日に監査対象課である総務課の職員から陳述を聴取したところ、概ね次のとおり説明があった。

- (1) 以後に行われる関係職員の調査において関係書類、決裁等を含めたすべての書類を提示、また事実のみを説明する。

第4 監査の結果及び判断

1 事実関係の確認

(1) 事実関係

総務課から、平成28年5月25日に[]に対して支払われたラッパ隊出動実費弁償(1月～3月)の支払いに係る決裁文書等を取り寄せ、次の事項を確認した。

- ア 平成28年4月12日(平成28年4月18日決裁)
安八町消防団出動実費弁償及びラッパ隊出動実費弁償の支払いについて
- イ 平成27年度歳出予算経理簿
- ウ 安八町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例
- エ 最高裁平成6年9月8日判決

2 判断等

(1) 監査における判断基準について

ア 違法又は不当な財務会計行為による損害の発生について

住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の執行機関又は職員による法第242条第1項に規定する公金の支出、財産の取得、管理又は処分、契約の締結又は履行その他の財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実について、その監査及び予防、是正等の措置を監査委員に請求する権能を住民に与え、もって地方財政行政の適正な運営を図り、住民全体の利益を確保することを目的とするものである。

そのため、本来、監査委員の監査の対象となるのは、違法又は不当な財務会計上の行為そのものについてであり、かつ「第3 2 監査対象事項」のとおり、安八町に対して財産的な損害が発生し、又は発生しようしていると認められたか否かである。

本件監査請求における請求の趣旨によれば、平成28年5月25日に[]に対してラッパ隊出動実費弁償(1月～3月)で6回分として9,000円支給されている。しかし、安八町消防団の費用弁償は1回につき3,000円である為、本来、費用弁償として18,000円(6回分)支給されなければならないが、9,000円違法もしくは不当に減額させられている為、不足分である9,000円の支給を請求するというものである。

このことから、本件請求は請求人が主張する、違法若しくは不当に減額されているという公金の支出のための財務会計上の行為が、住民監査請求の要件である安八町に対して何らかの損害を与えるものとなるのかどうかを問題としているものと解し、判

断するものとする。

イ 判断に当たっての関係法令等について

(ア) 最高裁平成6年9月8日判決

違法又は不当な財務会計行為によって町に財産的な損害が発生又は発生の可能性が無い場合には監査請求ができない旨が記されている。

(イ) 安八町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例

安八町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する旨が規定されている。

(2) 監査委員の判断

ア 請求人の主張は、平成28年5月25日に[]に対してラッパ隊出動実費弁償(1月～3月)で6回分として9,000円支給されている。

安八町消防団の費用弁償は1回につき3,000円である為、本来、費用弁償として18,000円(6回分)支給されなければならないが、9,000円違法もしくは不当に減額させられている為、不足分である9,000円の支給を請求するというものである。

請求人の主張に対する監査委員の判断は次のとおりである。

(ア) 請求人が主張する、違法又は不当に減額されたラッパ隊出動実費弁償(9,000円)の支払いに係る公金の支出に対する財務会計上の行為は、安八町に財産的な損害が発生又は発生しようとしているとは認められない。

(イ) ラッパ隊出動実費弁償は、過去からの慣例に基づきこれまで支払われているという事実があるが、本監査では、その金額が採用された始期や経緯(いきさつ)は判明できなかった。

(ウ) 住民監査請求は、原則として損害が現実に発生していることを要せず、損害の発生の可能性があれば足りるものと解されている。

しかし、損害の発生の可能性すら在しない場合には、監査請求することができない。

また、監査委員が損害補填措置を勧告しようとする場合には、損害が現実に発生していることを要する。

3 結論

最高裁平成6年9月8日判決のとおり、住民監査請求制度は、地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保する見地より、当該地方公共団体におけ

る違法又は不当な財務会計行為について、その予防、是正を図ることを目的としていることから、監査請求の対象となる財務会計行為は、地方公共団体の積極的損害（財産の減少）、消極的損害（利益の逸失）を与え、ひいては住民全体の利益に反するものでなければならぬと解されている。

このことから、前述のとおり、請求人が主張する、違法又は不当に減額されたラッパ隊出動実費弁償（9,000円）の支払いに係る公金の支出に対する財務会計上の行為は、安八町に財産的な損害が発生又は発生しようしているとは認められない。

よって、安八町が財産的な損害を被ったとは認められず、請求人の主張は理由がないものと判断し、本件請求は棄却する。